

令和7年氷川町農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時：令和7年7月10日（木） 午後1時30分開会

2. 開催場所：氷川町役場 災害対策室

3. 出席委員：13名

1番 濱田 正澄	2番 松本 莊一	3番 小田 敏勝
4番 前田 英一	5番 木野 武盛	6番 滝本 博文
7番 中田 珠樹	8番 欠	9番 井副 陽子
10番 本山 満	11番 橋本 竜一	12番 宮本 和明
13番 伊藤 秀子	14番 永田 裕二	

4. 出席農地利用最適化推進委員：11名

1番 片山 一哉	2番 本田 信義	3番 宮本 一夫
4番 田中 幸喜	5番 中川 正人	6番 欠
7番 前田 洋志	8番 有田 達也	9番 立川 清一郎
10番 鉄島 敬一	11番 松田 継司	12番 欠
13番 本田 進		

5. 議事日程

日程1. 開会

日程2. 会長挨拶

日程3. 議事録署名委員の指名について

日程4. 議案審議

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第5条の事業計画変更承認申請について

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第28号 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による買入協議の要請について

議案第29号 農用地利用集積等促進計画書（所有権移転）について

議案第30号 農用地利用集積等促進計画書（利用権設定）について

日程5. その他

日程6. 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 坂梨 俊弘

事務局長補佐 河野 秀和

係長 田中 宏幸

会計年度任用職員 福田 涼子

主事 上田 菜月

7. 会議の概要

坂梨事務局長 本日の出席委員は過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたしました。ただ今より令和7年氷川町農業委員会第7回総会を開催します。

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則の第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は永田会長にお願いしたいと思います。

はじめに永田会長よりご挨拶をお願いします。

永田会長
永田議長

<挨拶>

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第10条第2項に規定する議事録署名委員について、11番、橋本竜一委員、12番、宮本委員を指名いたします。

次に議案審議についてです。

まずはじめに、議案第25条、農地法第3条の規定による許可申請について上程します。案件は2件です。

番号1について事務局より説明願います。

田中係長

議案第25号、1番について説明します。資料の1ページをご覧ください。

申請人の住所、氏名、申請物件等は資料にてご確認ください。

申請地は〇〇地区県道氷川八代線から〇〇地区へ行く町道の西側にある農地で、贈与による許可申請の所有権移転です。

申請地は譲受人の自宅隣接で従前譲渡しの話がされておりましたが、所有権移転をしないまま譲受人が耕作されてきました。今回、譲渡人から話があり贈与による所有権移転することに合意され申請されました。

譲受人は兼業農家で今回取得される農地にはこれまでどおり果樹を栽培され、農地を効率的に耕作・管理されると思われまますので許可要件は満たしていると思われまます。

以上で説明を終わります。

永田議長

ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、報告を片山推進委員よりお願いします。

片山推進委員

7月3日午後3時30分より、申請者立会いのもと現地を確認いたしました。

申請地及び譲受人は、許可要件を満たしていると思われまますので、審議方、お願いします。

以上で報告を終わります。

- 伊藤委員 すみません。贈与を受けた日まで、引き続き3年以上農業に従事していたこととありますが、これも満たしていないといけませんか。
- 田中係長 はい。スクリーンにありますこの要件すべてを満たしていないといけません。
- 伊藤委員 税の猶予は受けられないけど、所有権移転だけをすることはできるのですよね。
- 田中係長 通常の農地法3条の所有権移転はできます。
- 松本委員 贈与税の猶予ならば、最後には払わないといけないのですよね。
- 田中係長 生前一括贈与の制度を活用した場合、贈与者または受贈者が死亡した場合に贈与税は免除されます。受贈農地は相続として取得したことになり、相続税になります。
- 伊藤委員 今第三者に貸している農地を、生前一括贈与で名義を変えた場合は、その農地はまた農地バンクを通して第三者へ貸借してもいいのですか。
- 上田主事 農地法3条で農地を取得する場合は、取得した農地を自ら耕作・管理しなければなりません。全部効率活用の要件がありますので、農地法3条で取得した農地をその後、農業公社を通して第三者へ貸すのは好ましくありません。
- 濱田委員 先ほどの生前一括贈与の要件があったと思いますが、満たさない場合はその時点で贈与税が発生すると思いますが、一般的に反当りいくらの税額になるのでしょうか。
- 上田主事 土地はそれぞれ評価額が異なりますので、一概に税額がいくらとは答えが難しいです。
贈与税と相続税としましては、控除額に大きな差があり相続税のほうが控除額は大きいです。
- 濱田委員 だいたいの一般的な反当りの税額というのを教えていただくと参考になるのですが。
- 田中係長 税務課で土地の評価額が取れると思いますが、どこに土地をもっているかなどによって価格というのは変わってきます。そのため、反当りの税額というものは出せないですね。
- 濱田委員 参考まででいいのでそういうのがあれば来月教えてください。
- 永田議長 ほかにありませんか。
(異議なし)
- 永田議長 異議もないようですので議案第25号番号2について採決します。決定することに賛成の方は挙手願います。
(全員賛成)

- 永田議長 全員賛成です。よって本案は原案の通り決定いたします。
つぎに議案第 26 号および 27 号については、取り下げの申出が
あっているようですので、詳細を事務局より説明願います。
- 田中係長 議案第 26 号および 27 号について説明します。
農地法第 5 条の計画変更および許可申請について、申請書の
提出はありましたが、町づくり条例により町づくり地区会
議の結果、申請した事業計画の変更、要望があった地元住民へ
の再度の説明が必要となりましたので、今回の申請を取り下
げ来月の総会へ上程することとなります。
以上で終わります。
- 永田議長 ただいま事務局から説明がありましたとおり、議案第 26 号
および 27 号については取り下げとなり、来月総会へ上程予定
となりますので、今回の議案審議いたしません。
つぎに、議案第 28 号 農業経営基盤強化促進法第 22 条第 1
項の規定による買入協議の要請について上程します。
事務局より説明願います。
- 田中係長 議案第 28 号について説明します。資料は 5 ページをご覧
ください。
農地のあっせん売買の買入協議について概要を説明しま
す。
(農地の買入協議について説明)
今回の買入協議は 1 件で、詳細については資料にてご確認く
ださい。以上で説明を終わります。
- 永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見あり
ませんか。
(異議なし)
- 永田議長 異議もないようですので、議案第 28 号について採決します。
要請することに賛成の方は挙手願います。
(全員賛成)
- 永田議長 全員賛成です。よって本案は原案の通り決定いたします。
次に、議案第 29 号農用地利用集積等促進計画書(所有権移転)
について上程します。事務局より説明願います。
- 田中係長 議案第 29 号についてご説明します。資料は、6 ページをご
覧ください。
今月の契約は、4 件で、1 番が公社の買入、2 番から 4 番が
公社からの売り渡しです。譲受人、譲渡人、所有権を移転する
農用地、10 a あたりの金額および対価などは資料をご確認く
ださい。

以上で説明を終わります。

永田議長 　ただいま事務局より説明がありましたが何かご意見ありませんか。

（意見なし）

永田議長 　異議もないようですので議案第 29 号については、機構法第 18 条第 11 項の規定に基づき、熊本県農業公社へ計画策定の要請を行います。次に議案第 30 号農用地利用集積等促進計画書（利用権設定）について上程します。この案件は議事参与の制限に該当しますので、木野委員は退席願います。

（木野委員、退席）

永田議長 　それでは事務局より説明願います。

福田職員 　議案第 30 号についてご説明します。7 ページから 9 ページをご覧ください。この案件は全部で 22 件ありまして、農業公社を通した農地バンクの案件です。貸人、借人、農地所在地については資料をご確認ください。以上で説明を終わります。

永田議長 　ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

（異議なし）

永田議長 　異議もないようですので、議案第 30 号については機構法第 18 条第 11 項の規定に基づき熊本県農業公社へ計画作成の要請を行います。

ここで委員の退席を解きます。

（木野委員、着席）

永田議長 　以上で本日の議案審議は終了です。

委員の皆さまから質問等はありませんか。

（質問なし）

永田議長 　それでは、その他連絡事項について事務局より説明をお願いします。

坂梨事務局長 　―＜連絡事項について説明＞―

井副副会長 　それでは、閉会を行います。

以上で、本日の総会日程は、全部終了いたしました。これをもちまして総会を閉会します。

（午後 2 時 07 分閉会）

上記の通り相違ないことを証するため、署名・捺印する。

議長 _____ (印)

委員 _____ (印)

委員 _____ (印)